

洞爺湖町分別収集計画 第 10 期

令和4年6月

北海道 洞爺湖町

目 次

1. 計画策定の意義 P 2
2. 計画の基本的方向 P 2
3. 計画期間 P 2
4. 計画の対象品目 P 2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み P 3
(法第 8 条第 2 項第 1 号)
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 P 3
(法第 8 条第 2 項第 2 号)
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装の収集に係る分別の区分 P 4
(法第 8 条第 2 項第 3 号)
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み . . . P 5
(法第 8 条第 2 項第 4 号)
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 . . . P 6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 P 6
(法第 8 条第 2 項第 5 号)
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 P 7
(法第 8 条第 2 項第 6 号)
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 . . . P 7
(法第 8 条第 2 項第 7 号)

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、当町はごみ処理の広域化によりすべてのごみを西いぶり広域連合（以下「広域連合」という。）で処理している。焼却施設は、減容効果の高い熱分解燃焼溶融方式を採用することによりスラグを舗装材へ全量有効活用するなど、最終処分場への負荷の少ない施設を使用しているが、今後も「環境負荷の少ない環境型のまちづくり」を基本理念とする「洞爺湖町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化・資源化を必要かつ重要な課題として取り組んでいく。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、環境に調和した快適な町の発展を目指し、資源循環型社会の形成を図るものである。

2 計画の基本方向

本計画を実施するにあたり基本方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型地域社会づくり
- ② 町民、事業者、行政が一体となった排出抑制、分別収集、資源化の促進
- ③ 廃棄物の適正処理の推進及び地域環境の保全並びに温室効果ガスの削減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

(単位：t/年)

	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
容器包装廃棄物	6 5 3	6 3 2	6 1 2	5 9 8	5 8 3

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のための協力等について、下記の方策を実施していく。実施にあたっては、効果的な排出抑制が達成できるように町民、事業者、行政の三者が一体となって相互に連携をとりながら進めていく。

(1) 教育、啓発活動の充実

- ① ごみ処理施設の見学会や小学生を対象にした環境教室の実施など、様々な機会を通じて子供たちを含めた町民、事業者に対し、リサイクル推進の意識の高揚を図る。
- ② 広報等を活用し、ごみの分別排出などの啓蒙活動を積極的に進める。

(2) 排出抑制と再資源化の推進

- ① 地域の集団回収を支援し、取り組みを推進する。
- ② 商品の過剰包装の抑制や、買い物袋を持参するマイバック運動等を推進する。
- ③ リターナブル容器を用いた商品を積極的に選択するよう啓蒙する。

【具体的な役割】

(イ) 町民の役割

- ・ ごみ問題を意識した購買や物を大切に作る心がけ、不用品の有効利用などライフスタイルの見直し
- ・ 使い捨て商品の使用自粛や再生品の利用拡大
- ・ 集団回収の積極的な実施

(ロ) 事業者の役割

- ・ リサイクルしやすい包装資材の使用や簡易包装の推進
- ・ 減量化、リサイクルに適した商品の積極的な取り扱いや再生品のPR
- ・ 販売した商品の自主回収の促進

(ハ) 行政の役割

- ・ ごみ減量、リサイクルに関する啓蒙、PR活動
- ・ 児童による体験学習やごみ処理施設の見学会、環境教育活動の推進
- ・ 拠点回収の充実や施設の整備
- ・ 集団回収に対する支援の推進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、当町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">—</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">—</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">—</div> </div> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発砲スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	7 t		7 t		6 t		6 t		6 t	
主としてアルミ製の容器	17 t		16 t		16 t		15 t		15 t	
無色のガラス製容器	(合計) 16 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t	
	(引渡 量) 16 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 15 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 15 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 14 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 14 t	(独自 処理 量) t
茶色のガラス製容器	(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 17 t		(合計) 17 t		(合計) 16 t	
	(引渡 量) 18 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 18 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 17 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 17 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 16 t	(独自 処理 量) t
その他の色のガラス製容器	(合計) 11 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t	
	(引渡 量) 11 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 10 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 10 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 10 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 10 t	(独自 処理 量) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	17 t		17 t		16 t		16 t		15 t	
主として段ボール製の容器	103 t		100 t		96 t		94 t		92 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 74 t		(合計) 72 t		(合計) 70 t		(合計) 68 t		(合計) 66 t	
	(引渡 量) 74t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 72t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 70t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 68t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 66t	(独自 処理 量) t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 12 t		(合計) 12 t		(合計) 11 t		(合計) 11 t		(合計) 11 t	
	(引渡 量) 6 t	(独自 処理 量) 6 t	(引渡 量) 6 t	(独自 処理 量) 6 t	(引渡 量) 5.5t	(独自 処理 量) 5.5t	(引渡 量) 5.5t	(独自 処理 量) 5.5t	(引渡 量) 5.5t	(独自 処理 量) 5.5t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 240 t		(合計) 232 t		(合計) 225 t		(合計) 220 t		(合計) 215 t	
	(引渡 量) 240t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 232t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 225t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 220t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 215t	(独自 処理 量) t
(うち白色トレイ)	(合計) 9 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t	
	(引渡 量) 9 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 8 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 8 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 8 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 8 t	(独自 処理 量) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各年度において得られる分別収集適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の算定方法については、下記のとおりとする。

- ① 人口は、令和4年4月1日現在の人口（8,181人）を基準とし、国立社会保障・人口問題研究所の推計値（令和12年度推計人口6,561人）となるよう、等分して算出する。
- ② 基礎数値については、令和2年度から令和3年度実績平均を基準とし、当町にて回収実績のあるスチール・アルミ・ガラス（無色・茶色・その他の色）製容器及びペットボトルは同年度の実績値を元に算出する。その他の項目については、市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）表2-3-1ごみ排出量（D2）に占める容器包装廃棄物比率に基づき算出する。

10 分別収集を実施するものに関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）

当町では、現在アルミ缶、スチール缶及び空きビン（無色、茶色、その他の3色）並びにペットボトルを専用の回収容器、回収袋を使用し3地区に分けて回収している。また、事業所専用のステーションを設置し拠点回収も行っている。

紙パックと段ボールについては、自治会や町内団体による集団回収を行っているので引き続きこれらの団体による分別収集を実施することとする。

なお、収集、運搬の段階、選別、保管等の段階の実施者について、下表に示す。

分別収集する容器包装廃棄物		収集に係る分別の区分	収集、運搬段階	選別、保管等段階
缶	スチール	缶類	委託による指定日回収	広域連合
	アルミ			
びん	無色ガラス	ガラスビン類	委託による指定日回収	広域連合
	茶色ガラス			
	その他のガラス			
紙	紙パック	紙パック	住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙	紙類		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託による指定日回収	広域連合
	(白色の発泡スチロール製食品トレイ) その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ プラスチック製容器包装	拠点回収	民間業者

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6項)

缶、ビン、ペットボトルについては西いぶり広域連合処理施設「リサイクルプラザ」で広域的に搬入・選別・圧縮・保管している。

また、段ボール、紙パックについては住民団体による集団回収を行う。

その他紙製容器包装、その他プラスチックについては、町内大型小売店に協力を呼びかけるなど、回収箱の設置に向け検討を進める。

分別収集の用に供する施設計画を下表に示す。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶類	指定袋	平ボディ車 2 t	広域連合 リサイクルプラザ
アルミ				
無色ガラス	ビン類	コンテナ 指定袋		
茶色ガラス				
その他ガラス				
ペットボトル	ペットボトル	指定袋		
紙パック	紙パック	(袋又は縛る)	民間車輛	民間処理
段ボール	段ボール	(袋又は縛る)		
その他の紙	紙類	(袋又は縛る)		
その他プラスチック製容器包装	白色トレイ	回収箱 (拠点回収)		
	その他プラスチック製容器包装	回収箱 (拠点回収)		

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ① 町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進していくため、洞爺湖町廃棄物減量等推進審議会と協議しながら推進体制を整備していく。
- ② 自治会等町内団体（令和3年現在28団体）による集団回収に対する助成金の交付や未実施地区での取り組みを推進する。
- ③ 毎年度、本計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。